

推計式の中で最も重要な変数が「2009年12月以降×母子世帯」である。この変数が、ひとり親就労促進費廃止と母子加算復活による、母子世帯の母親の就業率への影響を示している。この変数は両方の推計式で有意である。しかし、変量効果プロビット・モデルでは10%水準で有意で、統計的な有意水準としては高くない。また限界効果も-0.2%であり、定量的にも就業率に与えた影響は小さい。変量効果線形確率モデルでは5%水準で有意であるが、決定係数が0.02以下であり、モデルのあてはまり具合自体悪い。

結局、ひとり親就労促進費廃止と母子加算復活による複合効果の影響は、就業率に微小な負の影響を与えた可能性があるが、本稿の分析では、統計的な有意水準は低く、同時期に失業率が1%ポイント近く上昇したことも勘案すると、定量的にも非常に小さい(-0.2%程度)と結論付けられる。

## 5. 結びにかえて

2004年以降、児童のいる被保護世帯、とくに母子世帯に対し、母子加算の廃止・復活、ひとり親就労促進費の導入・廃止など、さまざまな制度変更が行われてきた。しかしながら、そうした制度変更にたいする定量的評価は日本ではこれまでほとんど行われてこなかった。

本稿では、そうした研究の空白を埋めるべく、2009年12月に実施されたひとり親就労促進の廃止と母子加算の復活が、被保護母子世帯の就業率にどのような影響を与えたのか、厚生労働省「平成21年度社会保障生計調査」個票を用いて分析した。具体的には、2009年12月の制度変更前後の母子世帯と児童のいる夫婦世帯の就業率を比較することによる差分の差により評価した。

その結果、ひとり親就労促進費廃止と母子加算復活による複合効果の影響は、就業率に負の影響を与えた可能性があるが、統計的な有意水準は低く、定量的にも非常に小さいもの(-0.2%程度の就業率の低下)であったと結論付けられる。

また就業率に負の影響を与えたとしても、社会厚生水準の観点からは問題とはならない可能性があり、就業率の下落(あるいは上昇)が社会的に望ましいかどうか自体について、留保が必要である。

なお「社会保障生計調査」のより良い調査設計のための若干の提案を述べれば、本稿の分析対象とした制度変更とは異なり、多くの制度変更は4月に行われることが多い。しかし「社会保障生計調査」の調査対象世帯は年度ごとに入れ替えられるため、4月前後の同一世帯の行動変化を追う事ができない。そのため、これまでの2004年以降の制度変更の多くについて、本稿が用いた同じ手法で分析することはできない。将来的にも制度変更の施行を4月に行う場合が多く、またこうした制度変更の影響分析が政策的に重要であるならば、調査時期を1月開始にした上、さらに調査対象者への負担も勘案しつつ、2年間の継続調査とした方が制度変更の影響評価のためには望ましい可能性がある。

## <参考文献>

- [1] 國枝繁樹 [2008] 「公的扶助の経済理論 I : 公的扶助と労働供給」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』所収 (pp.53-80)、東京大学出版会。
- [2] 駒村康平・道中隆・丸山桂 [2011] 「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田学会雑誌』 103(4) : 619-645.
- [3] 藤原千沙・湯澤直美 [2010] 「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」『大原社会問題研究所雑誌』(620) : 49-63.
- [4] 藤原千沙・湯澤直美・石田浩 [2010] 「生活保護の受給期間 : 廃止世帯からみた考察」『社会政策』1(4) : 87-99.
- [5] Brewer M, A. Duncan, A. Shephard, M. J. Suárez, [2006] “Did Working Families’ Tax Credit Work? the Impact of in-work Support on Labour Supply in Great Britain,” *Labour Economics*, 13: 699-720.
- [6] Eissa, N. and J. B. Liebman [1996] “Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit,” *The Quarterly Journal of Economics*, 111(2): 605-637.
- [7] Meyer, B.D., [1995] “Natural and Quasi-experiments in Economics,” *Journal of Business and Economic Statistics*, 13: 151-161.
- [8] Meyer, B. D. and D. T. Rosenbaum [2001] “Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers,” *The Quarterly Journal of Economics*, 116(3): 1063-1114.
- [9] Sánchez-Mangas, R., and V. Sánchez-Marcos [2008] “Balancing Family and Work: the Effect of Cash Benefits for Working Mothers,” *Labour Economics*, 15: 1127-1142.

[附表] 記述統計表

	<i>Mean</i>	<i>[Std. dev.]</i>
被説明変数		
就業率	0.734	[0.442]
説明変数		
母子世帯	0.893	[0.310]
2009年12月以降 (加算復活・促進費廃止)	0.333	[0.472]
2009年12月以降 × 母子世帯	0.298	[0.457]
6歳未満の子ども数	0.299	[0.578]
15歳以下の子ども数	1.632	[0.747]
16～18歳の子ども数	0.174	[0.395]
母親年齢	38.718	[6.233]
母親年齢二乗	1537.9	[491.2]
観測値数	2124	
N	177	

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する

「生活保護受給者への就労支援と就労実態」

金井郁(埼玉大学経済学部)

研究要旨

本研究では、埼玉県における生活保護受給者に対する「職業訓練支援員事業」の利用データを検討することから、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び課題についての一考察を行った。同事業は2010年9月から実施が開始され、利用者データは半年経過時点のものであるため、その厳密な評価をするのは早計といえる。しかし、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び今後の課題について最小限の示唆を得ることは可能だと考える。

本研究からは、以下の3つの生活保護受給者に対する就労支援の課題が浮き彫りとなった。第1に、職業訓練支援員事業の対象者に関わる問題として、受給者を就労可能かどうかどのように見分け、職業訓練支援員事業の政策対象者として判断していくのかについて、以下のような暫定的結果が明らかになった。就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。差が出ていたのは、世帯類型や野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高い一方、高齢世帯では新たに就労を開始した者はいなかった。傷病や障害を抱えていても、就労可能かどうかを個々のケースごとに福祉事務所のケースワーカーが見極めていく結果ともいえる。ただし、高齢者層では就労を新たに開始する者はおらず、支援効果が低い可能性がある。第2に、生活保護からの脱却という側面から見た場合、現在の支援対象者の新たな就労先はフルタイム就労が約半数を占めるものの非正規雇用が圧倒的多数で、就労はしているが生活保護の廃止には至らないケースがほとんどである。第3に、第2の問題とも関連するが、雇用情勢の厳しい中、就労先の確保や職業訓練後の支援をどうしていくのかも問題として挙げられる。同事業は、職業訓練を受け終わった対象者が調査時点ではほとんどいないため、職業訓練後の就労支援という問題は顕在化していないが、就労支援を実施している中で、職業訓練を受けた後の就職先の開拓をしていく必要性を実感しているという。この点については、ワーカーズコープの基金訓練と仕事創出を一体化した取り組みが、解決に向けた1つの取り組みの方向性だと考えられる。

## A. 研究目的

本研究の目的は、埼玉県における生活保護受給者に対する「職業訓練支援員事業」の利用データを検討することから、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び課題についての一考察を行うことである。

## B. 研究方法

埼玉県における生活保護受給者に対する「職業訓練支援員事業」の利用データの検討(倫理面への配慮)

利用したデータは匿名化されたものを用いており個人が特定化されない。データの取扱いには十分注意した。

## C. 研究結果

職業訓練支援員事業が想定している支援対象者は、「傷病等のやむを得ない事由がないにもかかわらず、教育も受けず、就労も職業訓練もしていない50歳未満の被保護者及び保護申請者」と「福祉事務所が必要と認める者」となっている。そこで、1度でも職業訓練支援員と面接を行った者を支援実施者として基本属性をみてみると、性別では男性が69.8%、女性が30.2%と男性が約7割を占めている。年齢階層は、40代が31.8%で最も多く、続いて50代の23.2%、30代18.1%となっている。40代以下のもので6割を占めているものの、50代で23.2%、60代以上でも約15%の者が職業訓練支援員事業の支援対象者として面談が行われている。福祉事務所が「就労可能」と考える判断基準が、高齢者にも及んでいることがわかる。同様に、稼働世帯として想定される「その他世帯」の割合が高くなっているが、傷病世帯が2割弱占めており、福祉事務所が「就

労可能」と考える判断基準に傷病者が一定程度含まれている。

一方で、就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。差が出ていたのは、世帯類型や野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高い一方、高齢世帯では新たに就労を開始した者はいなかった。

## D. 考察

支援実施者のうち、面談以降2011年3月末日までの間に新たに就労を開始した者とそうでない者との間にどのような属性の差があるのかを検討した。

支援実施者のうち、新たに就労を開始した者の割合を男女別に見ると、男性では9%、女性では9.9%と若干女性の方が高くなっている。世帯類型別に見ると、高齢世帯では新たに就労を開始したものはなく、母子世帯で13.4%(N=253)、障害者世帯で14.9%(N=47)、その他世帯で9.6%(N=1024)、傷病世帯で6.4%(N=283)となっている。母子世帯での就労開始の割合が高いことは、母子世帯での就労意欲や就労率が高いことと適格的であるが、それ以上に障害者世帯の就労開始割合が高いことが注目される。一方で、アスポートの職業訓練支援員事業の主なターゲットとして想定されていた「その他世帯」で就労開始した者の割合が9.6%と母子世帯や障害者世帯より低くなっている。

支援実施者でみると、就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。就労を新たに開始する者の割合に差が出ていたのは、

世帯類型と野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高くなっていった。逆に、高齢世帯に関しては、新たに就労を開始した者はいなかった。

#### E. 結論

職業訓練支援員事業の対象者として、受給者を就労可能かどうかどのように見分け、職業訓練支援員事業の政策対象者として判断していくのかについて、以下のような暫定的結果が明らかになった。就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。差が出ていたのは、世帯類型や野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高い一方、高齢世帯では新たに就労を開始した者はいなかった。傷病や障害を抱えていても、就労可能かどうかを個々のケースごとに福祉事務所のケースワーカーが見極めていく結果ともいえる。ただし、高齢者層では就労を新たに開始する者はおらず、支援効果が低い可能性がある。

また、生活保護からの脱却という側面から見た場合、現在の支援対象者の新たな就労先はフルタイム就労が約半数を占めるものの非正規雇用が圧倒的多数で、就労はしているが生活保護の廃止には至らないケースがほとんどである。さらに、雇用情勢の厳しい中、就労先の確保や職業訓練後の支援をどうしていくのかも問題として挙げられる。同事業は、職業訓練を受け終わった対象者が調査時点ではほとんどいないため、職業訓練後の就労支援という問題は顕在化していないが、就労支援を実施している中で、職業訓練を受けた後の就職先の開拓

をしていく必要性を実感しているという。この点については、ワーカーズユースの基金訓練と仕事創出を一体化した取り組みが、解決に向けた1つの取り組みの方向性だと考えられる。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

##### 2. 学会発表

「生活保護受給者への就労支援と就労実態」社会政策学会、京都大学、2011年10月

(発表雑誌名・巻号・頁・発表年も記入)

#### G. 健康危険情報

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録

なし

# 第9章：生活保護受給者への就労支援と就労実態

金井郁(埼玉大学経済学部)・四方理人(関西大学)

## 要旨

本研究では、埼玉県における生活保護受給者に対する「職業訓練支援員事業」の利用データを検討することから、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び課題についての一考察を行った。同事業は2010年9月から実施が開始され、利用者データは半年経過時点のものであるため、その厳密な評価をするのは早計といえる。しかし、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び今後の課題について最小限の示唆を得ることは可能だと考える。

本研究からは、以下の3つの生活保護受給者に対する就労支援の課題が浮き彫りとなった。第1に、職業訓練支援員事業の対象者に関わる問題として、受給者を就労可能かどうかどのように見分け、職業訓練支援員事業の政策対象者として判断していくのかについて、以下のような暫定的結果が明らかになった。就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。差が出ていたのは、世帯類型や野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高い一方、高齢世帯では新たに就労を開始した者はいなかった。傷病や障害を抱えていても、就労可能かどうかを個々のケースごとに福祉事務所のケースワーカーが見極めていく結果ともいえる。ただし、高齢者層では就労を新たに開始する者はおらず、支援効果が低い可能性がある。第2に、生活保護からの脱却という側面から見た場合、現在の支援対象者の新たな就労先はフルタイム就労が約半数を占めるものの非正規雇用が圧倒的多数で、就労はしているが生活保護の廃止には至らないケースがほとんどである。第3に、第2の問題とも関連するが、雇用情勢の厳しい中、就労先の確保や職業訓練後の支援をどうしていくのかも問題として挙げられる。同事業は、職業訓練を受け終わった対象者が調査時点ではほとんどいないため、職業訓練後の就労支援という問題は顕在化していないが、就労支援を実施している中で、職業訓練を受けた後の就職先の開拓をしていく必要性を実感しているという。この点については、ワークコープの基金訓練と仕事創出を一体化した取り組みが、解決に向けた1つの取り組みの方向性だと考えられる。

## 1. はじめに

2004年に出された社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する検討委員会」では、生活保護でいう自立支援の概念を大きく見直し、就労による経済的自立のための支援(就労自立支援)だけではなく、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を

送るための支援(日常生活自立支援)や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)をも含んでいるとされた。同報告を受けて 2005 年度以降、厚生労働省は各自治体に、従来の経済的自立をめざす「就労指導」の発想を超えて、経済的自立のみならず身体的・社会的自立も含めて広い意味での自立を目指す「自立支援プログラム」(岡部、2007)の策定実施を促してきた。「自立支援プログラム」の先進的な事例では、いきなり「稼働能力を活用せよ」と生活保護受給者に目先の就労を迫るのではなく、就労の前提として生活保護受給者が抱える多様な問題を解決する必要性を認識し、生きる力、社会的つながりをつけることを目的に、日常生活自立支援、社会生活自立支援に取り組むという「就労のための福祉」を重視している(布川、2007)として、積極的に評価されている。

埼玉県では、「生活保護受給者チャレンジ支援事業」を独自に立ち上げ、2010年9月に開始した。同事業はさいたま市を除く県内全域を対象に、生活保護受給者の自立に向け、「職業訓練支援員事業」「住宅ソーシャルワーク事業」「教育支援員事業」の3事業により、就労の前提として生活保護受給者が抱える多様な問題を包括的に解決することを目指した自立支援プログラムとして、全国的に注目されている。

そこで、本稿では、「職業訓練支援員事業」の利用者データを考察することで、生活保護受給者の就労支援のあり方を検討したい。同事業は2010年9月から実施が開始され、利用者データは半年経過時点のものであるため、その厳密な評価をするのは早計といえる。しかし、生活保護受給者に対する就労支援のあり方及び今後の課題について最小限の示唆を得ることは可能だと考える。

埼玉県が、これらの独自の支援を立ち上げた背景には、健康で仕事ができる者が仕事に就くこと、無料低額宿泊所から居宅への移行、子どもの高校進学率の上昇などは、ケースワーカーによる質の高い支援により、相当程度の改善が見込まれると考えられていた。しかし、ケースワーカーの仕事の実態は、「新規の保護申請に追われて、日常的な支援がままならない」という声が上がっており、実際に埼玉県のケースワーカー1人当たりの平均担当世帯数は95世帯と、標準の80世帯を大きく上回っていた(武島、2010)。そこで、就労支援を展開するNPOやホームレスなどの生活困窮者の支援団体、教員OBや学生ボランティアで構成される民間団体等と福祉事務所が連携して、支援を行う体制を整えることとなった。

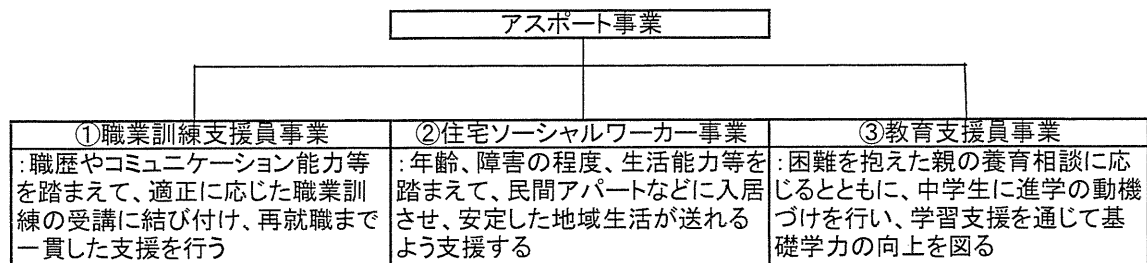
本稿が取り上げる「職業訓練支援員事業」とは、職業訓練の受講から再就職まで、マンツーマンで一貫して支援することで、就労可能な保護受給者の自立を支援していくものである。「住宅ソーシャルワーカー事業」は、宿泊所入所者がスムーズに民間アパートなどに入居できるよう、地元の不動産業者や大家の理解を求め、アパートを確保し、受給者が地域で安定した生活を送ることが出来るよう、生活面で様々な支援を行っていくものである。「教育支援員事業」は、中学生の保護家庭を訪問し学習意欲を喚起するとともに、希望者には学習教室で学生ボランティアによるマンツーマンでの学習指導を通じて、全日制高校への進学を支援していくものである。

同事業の事業推進組織名称は「アスポート」と呼ばれ、事業開始にあたって「職業訓練支援員」「住宅ソーシャルワーカー」「教育支援員」の各分野において、支援員を合計116人新たに配置し



た(図1参照)。

図1 埼玉県における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」



(埼玉県提供資料より筆者作成)

実際の事業の運営主体は、県がプロポーザルで選定し、受託事業者は表1の通りである。職業訓練支援員事業と教育支援員事業は1つの事業者が、住宅ソーシャルワーカー事業は東部と南部で1つの事業所が、西部と北部は別の事業所が受託している。県内に13か所の支援員事務所と5か所の学習教室を設置している。支援員事務所は、職業訓練、住宅確保、教育支援の3つが同居する事務所(所沢、川口)や2つの事業が同居する事務所(越谷、上尾)などが含まれている。

表1 「生活保護受給者チャレンジ支援事業」の受託事業者一覧

事業	受託事業者
職業訓練支援員	NPOワーカーズコープ
教育支援員	彩の国子ども・若者支援ネットワーク
住宅ソーシャルワーカー(東部・南部)	NPOワーカーズコープ
住宅ソーシャルワーカー(西部・北部)	埼玉県社会福祉士会

## 2. 職業訓練支援員事業の内容

本稿では、職業訓練支援員事業の利用データを用いて支援対象者の実態について検討する。そこで、同事業の支援枠組みを簡単に概観する。「職業訓練支援員事業」の支援の流れは、基本的には以下の図2に従って行われる。まず、①福祉事務所において、アスポートの職業訓練支援員事業による支援対象者が決定される。支援対象者が決定されると、②被保護者に支援対象者となることへの同意書を記入してもらう。同意書が徴収された段階で、③ケースワーカー、職業訓練支援員、被保護者の3者による面談が行われ、事業の趣旨などが説明される。この面談は、ケースワーカーが被保護者に対して、職業訓練支援員を紹介するという側面がある。この3者による面談を終えてから、職業訓練支援員による支援が開始される。その先の支援内容は、被保護者の状況やニーズに応じて、決定される。

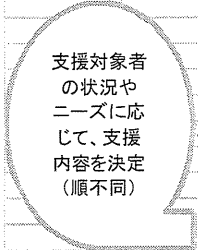
支援対象者の選定における支援対象者の定義は、「傷病等のやむを得ない事由がないにも関わらず、教育も受けず、就労も職業訓練もしていない50歳未満の被保護者及び保護申請者」と

「福祉事務所が必要と認める者」となっている<sup>1</sup>。その上で、50歳未満の稼働能力を持つ者については、原則として全員から同意書を徴収し、アサポートに情報提供を行うよう求めている。また、「福祉事務所が必要と認めた者」であれば、50代、60代、疾病や障害がある者も対象となる。

支援効率が低い若年の稼働年齢層については包括的に支援対象とし、その他については福祉事務所の裁量を認めている。例えば、後のデータ分析の中でも実際に含まれているように、傷病や障害があっても、また高齢であっても、「職業訓練支援員事業」の支援対象となっているケースが散見される。どの程度の者を該当者とするかについては福祉事務所の判断にゆだねられている。そのため、福祉事務所での選択の段階で対象外とされれば、支援の実施は不可能となる。一方、就労にすぐに結びつくと考えられる人は、福祉事務所の就労支援員が担当する場合もあり、「職業訓練支援員事業」の対象にならないこともあるが、その判断も福祉事務所によって異なっている。

職業訓練支援員事業では、職業訓練支援員が個別に面談をすることで、上記のような職歴、能力、就職活動の状況など就労をめぐる事情、家族構成、誕生日、野宿生活の有無なども聞き取り、支援対象者が今までどのように生きてきたのかを把握し、また今後どのように生きていきたいのかを探ることから始める。このようなやり取りの中で、支援対象者本人にとっての「自立」とは何かを一緒に考えていく。基本的には本人の意向に沿うよう、どういった職業訓練を受けるのか、どのような仕事を探すのかなどを話し合い、支援方法を決定していく。

図2 職業訓練支援員事業の支援枠組み

	支援手順	実施主体
	①職業訓練支援員による支援対象者を決定	福祉事務所
	↓	
	②支援対象者からの同意書徴収	福祉事務所 アサポート
	↓	
	③ケースワーカー、職業訓練支援員、被保護者本人による面談の実施	福祉事務所 アサポート
	↓	
	④就労支援の実施	アサポート
	a. 相談会の開催	
	b. 面接相談	
	c. 家庭訪問による面談	
	d. ハローワークへの同行	
	e. 職業訓練入校支援	
	f. 職業訓練入校決定後の生業扶助、保護費調整の連絡確認	
	g. 履歴書や面接・筆記試験対策	
	h. 職業訓練中や就職後の相談等支援	
	i. その他	

(聞き取り資料より筆者作成)

### 3. 「職業訓練支援」を受けている人はどのような人か

本節では、職業訓練支援員事業の支援を受けた者がどのような属性の分布となっているのかを

<sup>1</sup> 県が事業説明を行う際に使っている支援対象者の人数 2400 人については、母子家庭(3468 世帯)及びその他世帯(7431 世帯)のうち、①現在、稼働していない、②年齢が20代から40代である、という条件設定の上で、福祉事務所ごとの対象者数を推計している。この推計値の合計が、全県で 3000 世帯、さいたま市を除くと 2400 世帯となっている。そのため、この推計値の定義と実際に「職業訓練支援員事業」の支援対象者となる者の間には、若干のズレがある。

明らかにする。そこで、1度でもアスポーツ事業である職業訓練支援員と面接を行った者を抽出し、その属性を確認したい。図 2 で示したように、①の福祉事務所において職業訓練支援員による支援対象とならなかつたり、②の同意書が徴収できなかつたり、同意書が徴収できてもその後1度も対象者と会うことが出来ていない場合などは<sup>2</sup>、生活保護受給者であっても、このデータからは除かれることになる。

### (1) 基本属性

1度でも職業訓練支援員と面接を行った者を支援実施者として基本属性をみてみると、性別では男性が 69.8%、女性が 30.2%と男性が約 7 割を占めている。年齢階層は、40 代が 31.8%で最も多く、続いて 50 代の 23.2%、30 代 18.1%となっている(図 3 参照)。厚生労働省平成 21 年度「福祉行政報告例」によると、生活保護受給者全体の年齢階層を見ると、40 代 8.5%、50 代 14.8%、20～39 歳 8.9%、60 代以上 52.4%となっており、60 代以上の高齢層が半分以上を占めている。生活保護受給者全体の年齢階層と比べると、高齢ではない一般的に稼働年齢層と考えられる者の割合が高いことがわかる。上述したように、もともと職業訓練支援員事業が想定している支援対象者が、「傷病等のやむを得ない事由がないにも関わらず、教育も受けず、就労も職業訓練もしていない 50 歳未満の被保護者及び保護申請者」と「福祉事務所が必要と認める者」となっていることがその要因といえる。ただし、40 代以下の者で 6 割を占めているものの、50 代で 23.2%、60 代以上でも約 15%の者が職業訓練支援員事業の支援対象者として面談が行われている。福祉事務所が「就労可能」と考える判断基準が、高齢者にも及んでいることがわかる。

世帯類型別でみると、主に稼働能力がある世帯が占めていると考えられる「その他」世帯の割合が 60.6%、次いで傷病世帯 16.8%、母子世帯 14.9%で約 9 割を占めている(図 4 参照)。厚生労働省平成 21 年度「福祉行政報告例」の生活保護受給世帯全体の世帯類型比率では、高齢世帯(65 歳以上)44.2%、障害者世帯 34.2%、母子世帯 7.8%、その他世帯 13.5%であるため、やはり支援実施者は稼働世帯として想定される「その他世帯」の割合が高くなっている。とはいえ、傷病世帯が 2 割弱占めており、福祉事務所が「就労可能」と考える判断基準に傷病者が一定程度含まれている。

支援実施者の学歴をみてみると、中卒 30.2%、高校中退 10.9%と約 4 割の者が高校卒業程度の教育を達成しておらず、低学歴の者の割合が高い(図 5 参照)。

---

<sup>2</sup>支援対象者に連絡がつかなかつたり、ケースワーカーが忙しくて 3 者面談の時間が取れないことが挙げられる。ある事業所では、2011 年 1 月に筆者が実施した聞き取り調査時点で 200 件が面談待ちの状態となっていた。こうした状況は、支援対象者からは、せっかく同意書の書類を書いたのに、なぜ何もしてくれないのか、といった不満も出ており、課題となっている。

図3 支援実施者の年齢階層(割合)

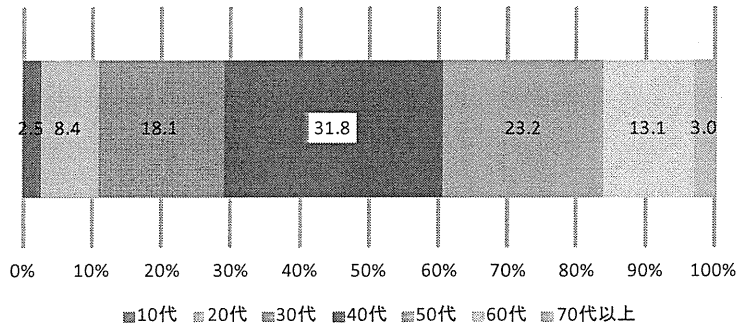


図4 支援実施者の世帯類型(割合)

n=1703

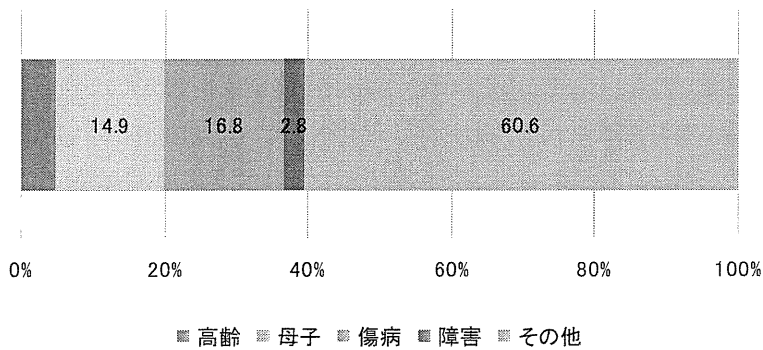
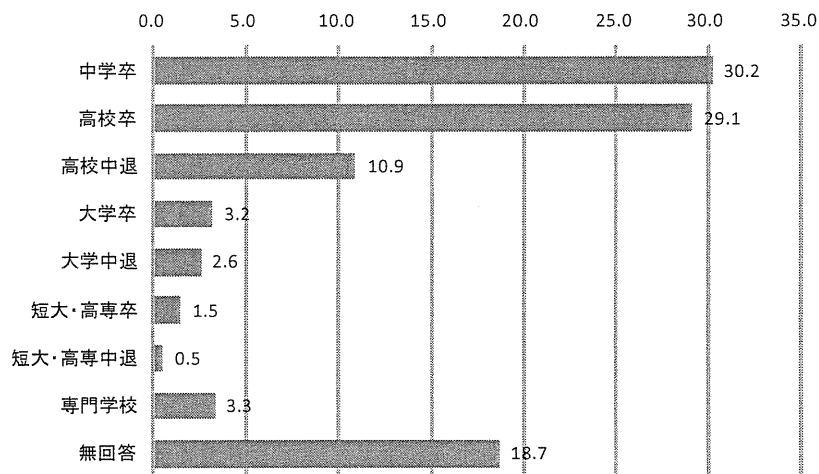
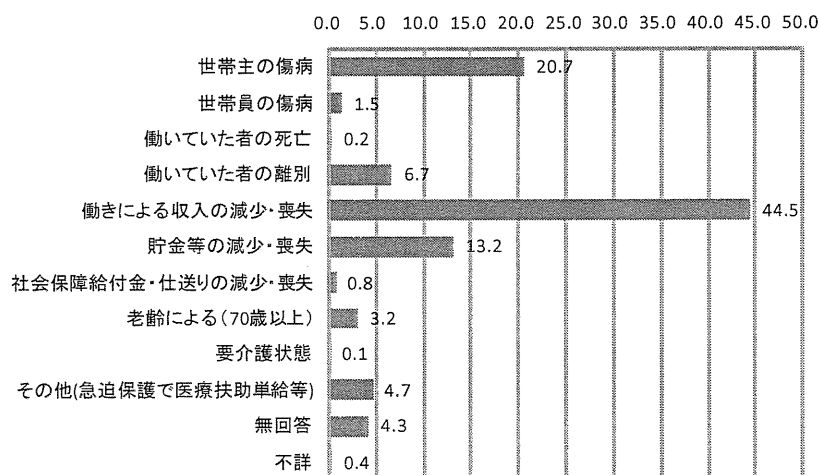


図5 支援実施者の学歴階層(割合)



支援実施者の保護を開始した理由をみると、「働きによる収入の減少・喪失」が最も高く 44.5%、「世帯主の傷病」20.7%、「貯金等の減少・喪失」13.2%となっている(図 6 参照)。厚生労働省平成 21 年度「福祉行政報告例」では、生活保護受給世帯全体の保護開始理由では、「働きによる収入の減少・喪失」31.6%、傷病による 30.2%、貯金等の減少・喪失 20.1%となっており、支援実施者における「働きによる収入の減少・喪失」での理由が突出して高い。働いていたにもかかわらず生活保護に陥ったとされる世帯を就労可能な世帯として重点的に捉えていることが読み取れる。

図 6 支援実施者の保護開始理由(割合)



次に、支援実施者の障害の有無や傷病の有無についてみていく。上述したように、職業訓練支援員事業では、障害や疾病があっても福祉事務所の判断で同支援事業が必要と認められてものについては支援対象者としている。実際に支援実施者のうちどのくらいの者が疾病を抱えているのかをみると、29.9%の者が何らかの疾病を抱えているとされる。さらに、投薬をおこなっているとされる者は 24%、服薬管理の必要があるとされる者は 8.3%、実際に医療機関への受診があるとされる者は 31.2%となっている<sup>3</sup>。職業訓練支援事業の支援実施者の中で、何らかの疾病があるとされる者が約 3 割を占めている。

障害の有無に関しては、障害手帳のある者が 4.4%、身体障害・難聴があるとされる者が 2.8%、精神障害・精神疾患があるとされる者が 5.1%、知的障害があるとされる者が 0.7%となっている<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 職業訓練支援員が支援実施者への聞き取りによりその有無を記入しているため、実際にそうであるとは限らない。

<sup>4</sup> 注 4 と同様、職業訓練支援員が支援実施者への聞き取りによりその有無を記入しているため、実際にそうであるとは限らない。

図7 疾病の有無と疾病をめぐる状況

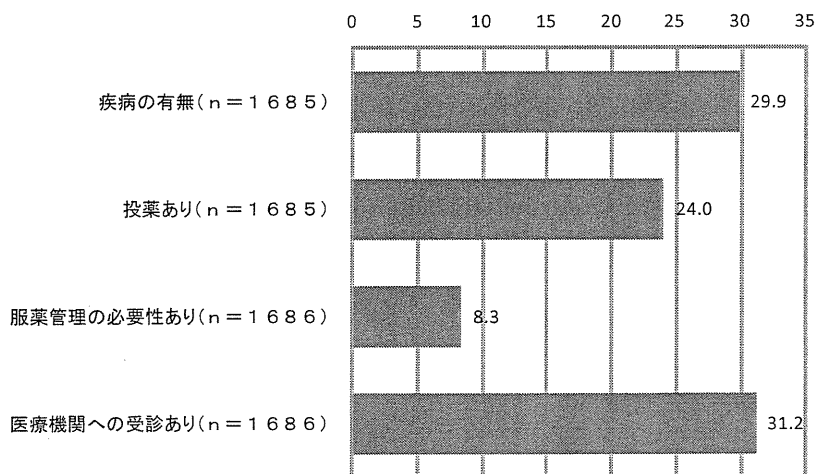
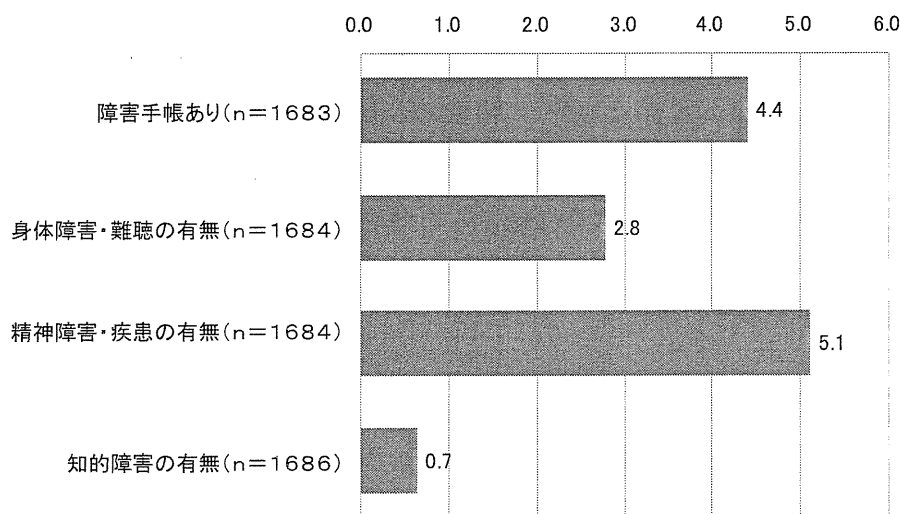


図8 障害の有無とその状況



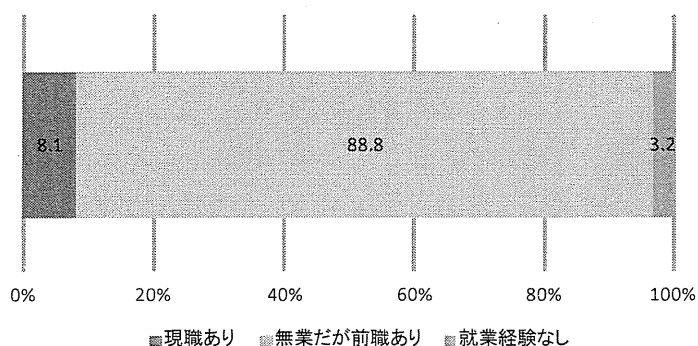
野宿経験に関しては、89.7%の者が野宿の経験は無い、と回答している。約1割の者が野宿を経験しているが、その中で約8%の者が1年以上の野宿を経験している。最も長い者では、15年の野宿を経験していた。1年未満の者についてみると、2ヶ月の野宿を経験したものが野宿経験のある者の中で最も多く55%を占め、次いで1ヶ月の者が11%となっている。

## (2) 就労経験等

次に、支援実施者の就労をめぐる状況を確認していく。まず、支援実施者がアスポートの職業訓練支援員との第1回の面談の際に、仕事を有しているのか、その時点では無業であるが就業経験があるのか、まったく無いのかを尋ねている。第1回の面接時に仕事を有していた者は8.1%で、88.8%と大部分は就労経験があるがその時点で無職であった。まったく就業経験がない者は

3.2%にとどまっている(図9参照)。

図9 支援実施者の就労経験



第1回の面談の際に仕事を有している者の多くは、何らかのアルバイトやパートなどの就労を行っているものの保護の廃止には至らず、職業訓練や就労支援を望んでいる者と考えられる。

まず、面談時に仕事を有している者について、雇用形態や職種、労働時間をみてみたい。雇用形態を見ると、パート・アルバイトが59.3%と圧倒的多数を占めている。次いで、日雇18.5%、派遣9.6%となっている。一方で、正社員として雇用されている者も5.9%いる。記入者が58名と少ないが、週の労働時間をみると、10時間未満の者が29.3%と約3割を占めて最も多い。次いで、20～30時間25.9%、10～20時間未満17.2%、30～40時間未満10.3%と8割強が週労働時間40時間未満でフルタイム就労をしていない。特に労働時間が週20時間未満などの非常に短い層が多い。一方で、17.2%の者が週40時間以上のフルタイム就労をしている。これらの結果から、面談の時点で就労を行っている8.1%の者については、多くが短時間の非正規雇用であったり日雇いなど相対的に不安定な職を持ちながら、生活保護を受給しているケースであることが推測される。こうした短時間就労を行っている者に対しても、職業訓練支援や求職活動の支援などを実施し、よりよい条件での就労を促していくことが期待される。職種をみると、製造・建築・保守・運搬の作業者が33%、サービス職従事者が20.5%、販売従事者が10.6%となっている。

図 10 初回面談時に就労している者の雇用形態(割合)

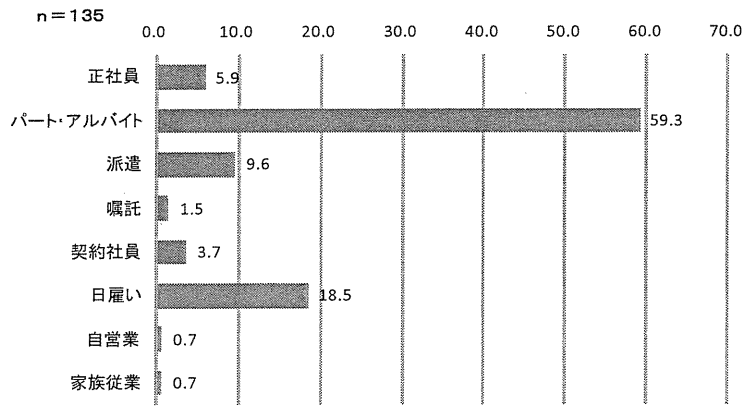


図 11 初回面談時に就労している者の週労働時間(割合)

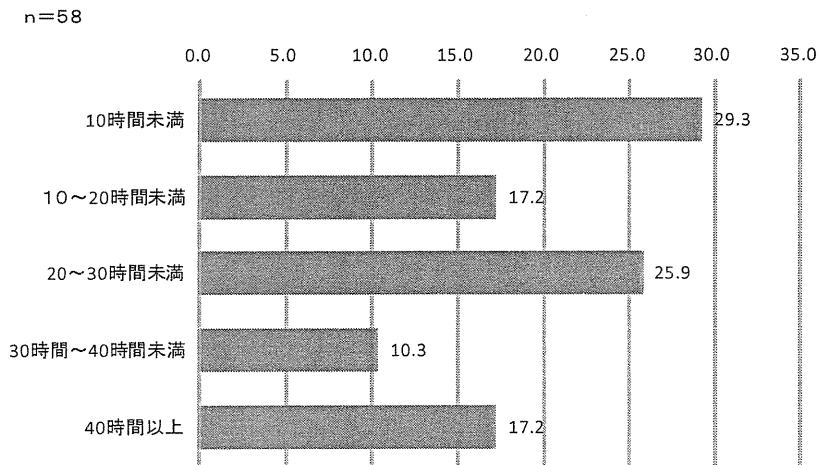
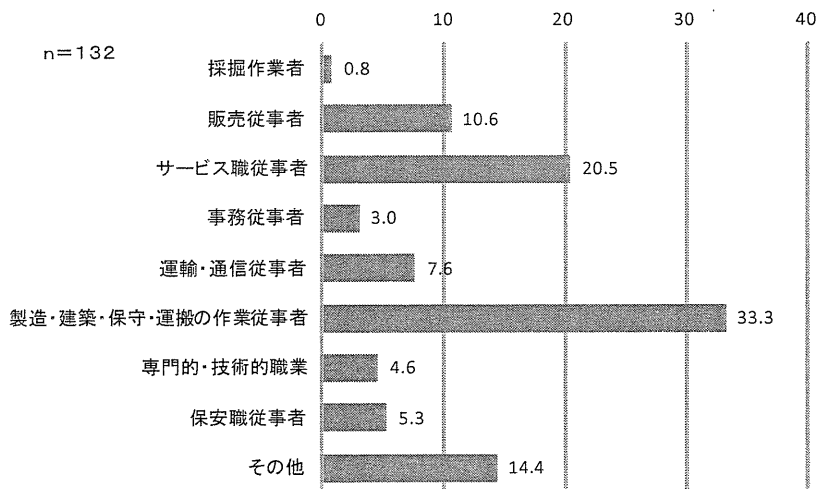


図 12 初回面談時に就労している者の職種(割合)





一方で、面接時には仕事をしていないが前職がある者について、前職の仕事の特徴をみると、雇用形態ではパート・アルバイトが 45.5%と最も高くなっている。次いで正社員が 18.6%となっており、前職で正社員の職を持っていても生活保護受給に陥るケースが 2 割弱いる。また、派遣 14.4%、日雇 9.4%を占めており、非正規雇用の者が 74.5%となっている。さらに、自営業、家族従業であった者が 7%おり、雇用されない働き方の不安定性も注目される。前職の職種でみると、製造・建築・保守・運搬などの作業者が 43.3%と圧倒的多数を占め、サービス職従事者 21.8%、販売従事者 9%と前職の職種の偏りも大きい。

前職の離職理由をみると、その他が最も多く 33.8%となっている。次いで、解雇が 25.4%第 4 位の理由に事業所閉鎖 7.7%と、仕事の不安定性が理由で離職している者が 3 割強いる。また、病気・けがによる離職は 23.1%と 3 番目に高い理由となっている。さらに、離職理由の「その他」が 33.8%と高く、その中身について具体的に検討していくことも求められる。

図 13 前職の雇用形態(割合)

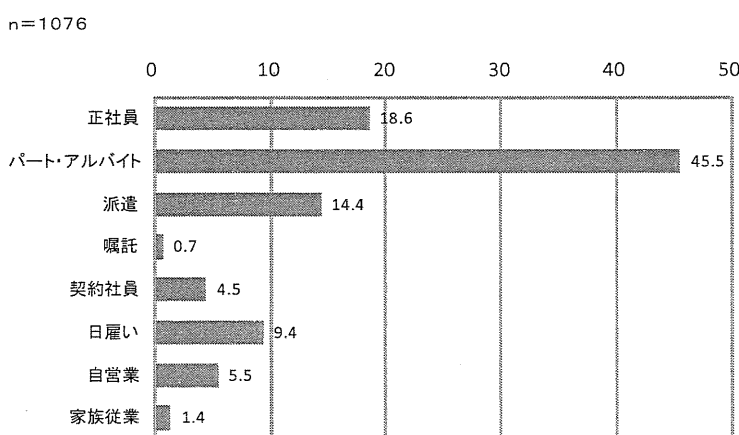


図 14 前職の職種(割合)

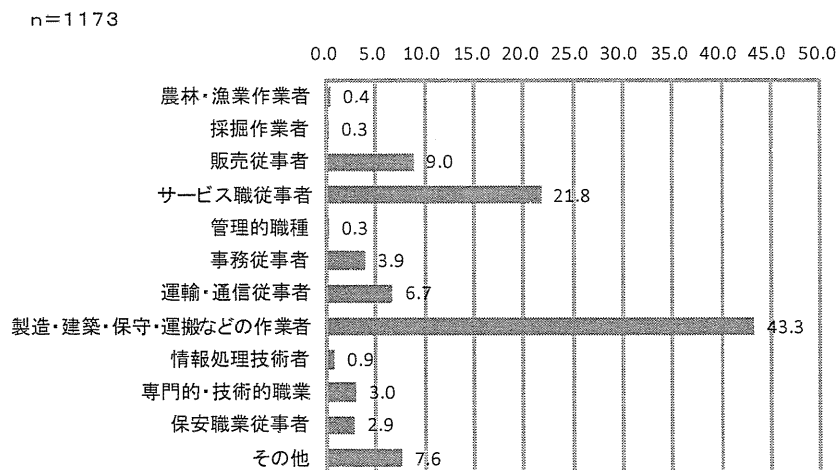
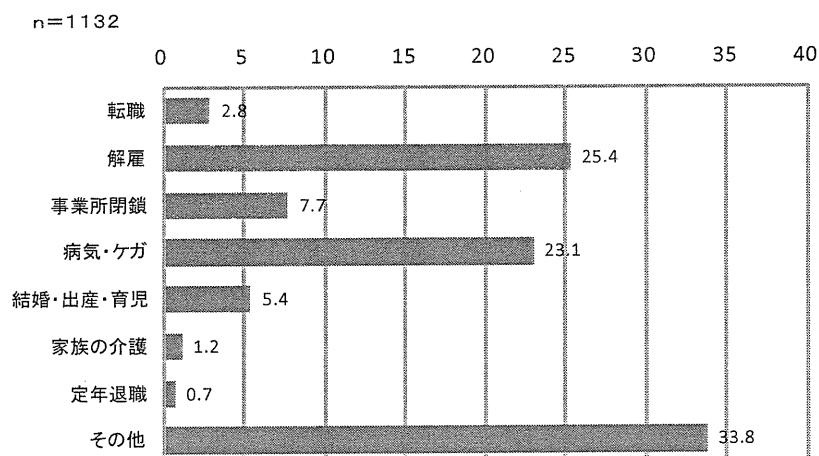


図 15 前職の離職理由(割合)



初回面接時に就労している者は 8.1%と少数であるが、就労している者の多くは、非正規雇用中でも相対的に労働時間が短い者が多い。仕事を有していると回答した 216 名の属性は、男性 52%、女性 48%で、世帯類型はその他世帯 51.9%、母子世帯 31.9%、傷病世帯 11.6%となっている。年齢階層は 40 代 41.2%、30 代 25.5%、20 代 13.4%、50 代 13%でいわゆる稼働年齢と考えられる 20~50 代で 9 割以上を占めている。一方で、疾病がある者 26.5%、投薬の必要があるとされるもの 20.9%と医療機関に受診している者 30.7%と健康に問題を抱えている者が約 3 割いる。このことが就労していても労働時間が短い要因となっている可能性がある。

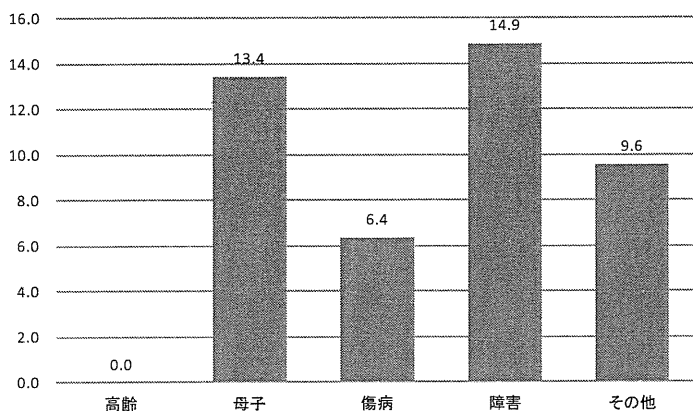
#### 4. 支援実施者のうち就労を開始した者・していない者

本節では、支援実施者のうち、面談以降 2011 年 3 月末日までの間に新たに就労を開始した者とそうでない者との間にどのような属性の差があるのかを検討していく。面談以降に新たに就労を開始した者の中には、もともと第 1 回の面談時に仕事をしていると回答した者で転職した者も含まれている。逆に、新たに就労を開始していない者の中には、第 1 回の面談の際と同じ仕事についている者も含まれており、必ずしも仕事の有無に関する違いを示していない。また、支援開始日から 3 月末日までの間がほとんどないものも含まれるため、就労支援の「効果」を単純に表すものではない。支援実施者は全体で 1716 名おり、そのうち、158 名が新たに就労を開始している。また、保護廃止に至ったものは 33 名いるが、33 名全員が就労による収入確保のため廃止に至ったのではない。

支援実施者のうち、新たに就労を開始した者の割合を男女別に見ると、男性では 9%、女性では 9.9%と若干女性の方が高くなっている。世帯類型別に見ると、高齢世帯では新たに就労を開始したものはなく、母子世帯で 13.4%(N=253)、障害者世帯で 14.9%(N=47)、その他世帯で 9.6%(N=1024)、傷病世帯で 6.4%(N=283)となっている。母子世帯での就労開始の割合が高いことは、母子世帯での就労意欲や就労率が高いことと適合的であるが、それ以上に障害者世帯の就労開始割合が高いことが注目される。一方で、アスポートの職業訓練支援員事業の主なターゲット

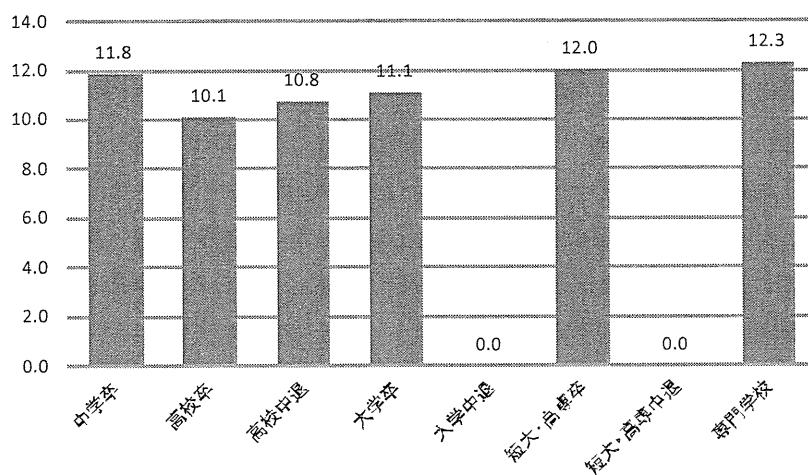
ットとして想定されていた「その他世帯」で就労開始した者の割合が 9.6%と母子世帯や障害者世帯より低くなっている。

図 16 支援実施者のうち就労を開始した者の割合（世帯類型別）



教育レベルをみると、中学卒 11.8%、高校卒 10.1%、高校中退 10.8%、大学卒 11.1%、短大・高専卒 12%、専門卒 12.3%と、ほとんど学歴による違いは見られない。

図 17 支援実施者のうち就労を開始した者の割合（学歴別）

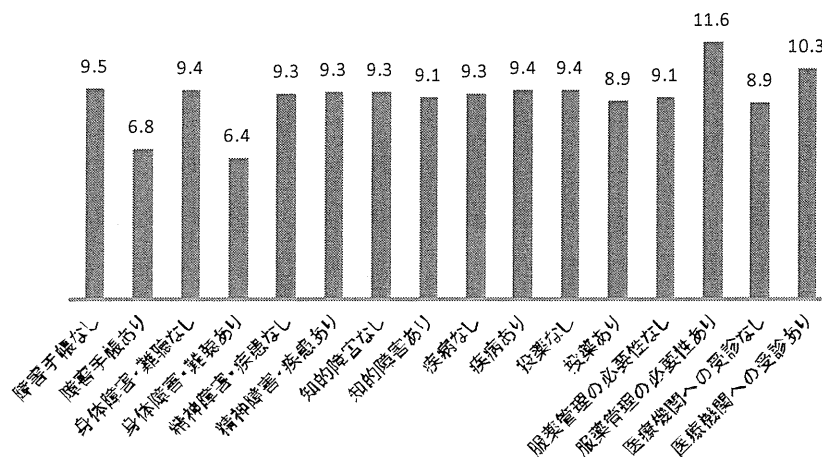


疾病の有無については、疾病があるとされる者の 9.4% (N=498)、疾病がないとされる者の 9.3% (N=1175) が新たに就労を開始した。また、投薬しているとされる者の 8.9% (N=403)、投薬していないとされる者の 9.4% (N=1270) が、服薬管理の必要があるとされる者の 11.6% (N=138)、服薬管理の必要性があるとはされていない者の 9.1% が、医療機関に受診しているとされる 10.3% (N=522)、医療機関に受診しているとはされていない者の 8.9% (N=1152) が新たに就労を開始している。疾病の有無や投薬しているかどうかでは、新たに就労を開始している者の割合はほとんど変わらない。

障害の有無については、障害手帳がある者の 6.8% (N=74)、手帳のないものの 9.5%

(N=1597)が新たに就労を開始している。身体障害・難聴があるとされる者の6.4%(N=47)、ないとされる者の9.4%(N=1625)、精神障害・疾患があるとされる者の9.3%(N=86)、ないとされる者の9.3%(N=1586)、知的障害があるとされる者の9.1%(11名中1名)、ないとされる者の9.3%(N=1663)が新たに就労を開始している。障害者手帳がある者の方が若干ない者よりも新たに就労した割合が低くなっている。

図 18 支援実施者のうち就労を開始した者の割合（障害手帳の有無など）



野宿経験の有無については、経験が無いとした者の9.5%(N=1489)、あるとした者の2.7%(N=566)が新たに就労を開始しており、野宿経験の有無は、新たに就労を開始した者の割合の差が若干開いている。

支援実施者でみると、就労を新たに開始する者の割合は、学歴や疾病の有無などではほとんど差が見られなかった。就労を新たに開始する者の割合に差が出ていたのは、世帯類型と野宿経験で、母子世帯や野宿経験がない者で新たに就労を開始した割合が高くなっていた。逆に、高齢世帯に関しては、新たに就労を開始した者はいなかった。

## 5. 就労を開始した者の就労状況

本節では、支援実施者のうち、面談以降2011年3月末日までの間に新たに就労を開始した者の就労状況をみていく。

新たに就労を開始した者について、その就労先への経路を尋ねたところ、ハローワークの紹介が27.6%と最も高く、続いて支援員の紹介22.8%、その他21.4%、新聞・雑誌等15.2%、知人の紹介12.4%、訓練事業者の紹介0.7%となっている(図6参照)。職業訓練支援員の就労支援は、日常的に求人広告の折り込みチラシを持ち寄って、支援対象者の誰にどの仕事がいいのかなどを職業訓練支援員同士話し合いながらピックアップしている。これらの求人情報は、個々の支援員が支援対象者と求職に関する相談を行うときの材料として使ったり、求人広告リストのコピーをそのまま支援対象者に渡す場合もある。また、職業訓練支援員は、ハローワークへの同行も希望があれば